西予市立学校における働き方改革推進計画
（業務量管理・健康確保措置実施計画）

令和８年３月
（令和８年９月一部改訂）
西予市教育委員会

目 次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・・５

５．関連する取組、今後のフォローアップについて ・・８

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

西予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、子どもたちの健やかな成長と質の高い教育を守るため、教育職員が心身ともに健康で、やりがいを持って働ける環境を整備することが最重要課題と捉えている。

また、愛媛県の公立学校教員採用試験の実質倍率は年々減少しており、高度な専門性を有する教育職員の確保や、担い手の育成も喫緊の課題である。

働き方改革は、単なる業務削減ではなく、教育の質を更に高めるためのものであり、ＩＣＴの活用や業務の精選を進め、教育職員が「子どもと向き合う時間」を確保し、有効に活用できる仕組みを学校現場と協働して構築するとともに、教育職員のウェルビーイングを確保することにより、高度な専門性を有する教育職員の育成に寄与することを目的として本計画を策定する。

併せて、教育委員会では、本計画に係る項目について、達成に向け積極的に支援するとともに、進捗管理、評価を行う。

※「教育職員」は校長、教諭等、教育免許を保持し授業、生徒指導を行う職員
「教職員」は学校に勤務する教育職員と職員の全構成員

（２）本市の現状

○　教育委員会では、平成 30 年度以降市立学校における教職員の業務改善や勤務環境の改善について次のとおり取り組んできた。

（平成 30 年度）
- 「西予市の学校に係る運動部活動の方針」の策定

（令和元年度）
- 学校運営協議会の設置
- 「西予市の学校に係る文化部活動の方針」の策定

（令和２年度）
- 統合型校務支援システム、グループウェアの導入
- スクール・サポート・スタッフの配置
- 勤務時間の上限方針「業務量の管理」を「西予市公立学校管理規則」に規定
- スクールソーシャルワーカーの配置
- 教職員を対象としたストレスチェックの実施

（令和３年度）
- 変形労働時間制導入に係る「西予市公立学校管理規則」を一部改正
- ICT 支援員の配置（令和 5 年度まで）

（令和５年度）

・　「中学校部活動地域移行に係る西予市推進計画」を策定
・　発達支援コーディネーターの配置

（令和６年度）
・　西予市「学ぶ力」ギアビジョンに教員の働き方改革を明記
・　「西予市校務ＤＸ計画」策定
・　「中学校部活動地域移行に係る西予市推進計画」を改訂
・　適応指導サポートリーダーの配置

（令和７年度）
・　「西予市立学校における働き方改革検討委員会」設置
・　次世代型校務支援システムへの更新、ゼロトラストセキュリティーの導入
・　市内小中学校 15 校へ自動応答機能付電話装置の導入
・　地域学校協働活動推進員の配置

○　本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和７年度 4 月から 12 月の実績は以下のとおりであった。

参考【令和７年度 4 月から 12 月の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 45 時間	47.4%	3.7%
中学校	月 54 時間	62.1%	15.8%

○　時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校 47.4%、中学校 62.1%となっており、約半数の教育職員が 45 時間を超えている。本計画による業務の改善及び削減により、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○　こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目　標

（１）時間外在校等時間に関する目標

・　1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合 100％を目指す。

・　1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間が30時間程度となることを目指す。

※　臨時的な特別の事情がある場合には、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満とし、月45時間を超えるのは年間６か月までとする。（西予市公立学校管理規則　第30条の２第２項）

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和７年度の数値】

・　ストレスチェックにおける健康リスク値が市内平均70以下を目指す。
【73】
・　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合が市内平均６％以下を目指す。
【6.4%】
・　教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

※　ストレスチェック：教職員を対象として年1回実施（令和７年度は10月に実施）
　　健康リスク値　　：職場ストレスチェックの集団分析で使用される指標で、全国平均値が100で低いほど良い値

３．計画の期間

令和８年度～令和11年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○　西予市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

（分類Ⅰ）学校以外が担うべき業務

◇　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（③関係）

・　学用品、給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和９年度予算を目途に公会計化を実施する。

◇　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（⑤関係）

・　過剰な苦情等への対応については、教育委員会等の行政機関の責任において対応できる体制を構築するとともに、愛媛県のスクールロイヤーを活用する等、学校と教育委員会が連携して対応する。

（分類Ⅱ）教師以外が積極的に参画すべき業務

◇　調査・統計等への回答（⑥関係）

・　学校への調査依頼、周知文書等の削減に努めるとともに、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用により回答に係る負担軽減を図る。
　併せて、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、教育職員以外が対応できる環境を整備する。

◇　部活動（⑬関係）

・　令和８年度中には全員部活動制を終了し、令和 10 年度中に休日の全ての部活動の地域展開を完了する。平日の部活動については、令和 12 年度中の地域展開完了を目指す。部活動の地域展開により、段階的に教職員の負担軽減を図る。

（分類Ⅲ）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇　授業準備、学習評価や成績処理（⑮⑯関係）

・　教職員間による授業資料の共有を促進するとともに、校務ＤＸの推進、補助的業務を行う支援スタッフの配置により、授業準備、採点作業、及び成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇　支援が必要な児童生徒・家庭への対応（⑲関係）

・　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員、学校生活支援員等が専門的知見を活かし、教職員と連携・協働することで支援体制を強化するとともに、教育職員の負担軽減に取り組む。

（２）学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

【授業時間の設定】
・　各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

【日課の見直し】
・　朝の会や清掃等の時間短縮や頻度について検討するとともに、放課後活動を勤務時間内で設定する等、日課の見直しを行う。

【学校行事の見直し】
・　学校行事等について、準備行程の効率化に努めるとともに教育的な必要性を検討し、行事内容のスリム化や廃止について検討する。

【校務ＤＸの推進】
・　西予市校務ＤＸ計画を推進することで、授業準備や書類提出等、校務の効率化を図る。

【ＧＩＧＡ端末の活用推進】
・　児童生徒１人１台端末等を効果的に活用し、欠席・遅刻連絡に加えて、各種アンケート調査等のデジタル化を進め、学校・保護者双方の負担軽減を図る。

【電話機の自動応答機能及び録音機能】
・　設置後の効果について、随時、協議・検討を行い、使用時間、運用方法等の改善に努める。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

【業務分担の平準化】
・　各学校において、特定の教育職員に業務が集中することがないよう業務負担の平準化を図る。

【勤務時間管理と面接の実施】
・　グループウェアを活用して勤務時間を把握し、１箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対して校長等による長時間勤務是正に向けた面接を実施する。

【勤務間インターバルの確保】
・　11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

【メンタルヘルスケア】
・　ストレスチェックでの集団分析結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。

【有給休暇の取得促進】
・　年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、休暇取得を促進する。

【定時退校日及び一斉閉校期間の設定】
・　学校や個人で定時退校日を週１回程度設定し、長期休業等の期間中に７日間以上の一斉閉校期間を設定する。

【柔軟な働き方】
・　早出遅出勤務制度、長期休業中のテレワークの導入について検討を行う。

５.関連する取組、今後のフォローアップについて

・　各部会（校長会・教頭会・事務職員部・養護教員部・栄養教員部）及び、学校情報化検討委員会等において、本計画の取組について評価・検討を行うとともに、実施状況、改善案等を「西予市立学校における働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告・提案する。
　委員会においては、報告・提案内容を基に業務改善について継続的に検討し、適宜、取組方針を定める。

・　教育委員会は各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、西予市ＨＰで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・　教育委員会は、各学校の取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、適宜、改善に向けた協議を実施する。
　特に、時間外在校等時間が恒常的に長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されるよう個別の支援、指導を実施する。

・　各学校においては、学校運営に関する「基本的な方針」に本計画の内容を含めるとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での協議等も踏まえつつ、働き方改革に向けた取組を実施する。

・　教育委員会は、保護者、地域の理解を促進するため、保護者及び各地域に対して本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取組む。